

沖縄県立与勝高等学校 部活動に係る活動方針

部活動基本方針

本方針は、「運動・文化部活動のあり方に関する総合的なガイドライン」に則り、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、以下の点を重視して、学校、地域、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施される事を目指す。

運動部

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむ事で運動習慣の確率等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。

文化部

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。

1 適切な運営のために

- (1) 生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消などの観点から、適正な数の運動・文化部を設置する。
- (2) 部顧問の決定に当たっては、公務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、適切な校務分掌となるよう留意し、適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- (3) 校長は、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に部活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導、是正を行う。
- (4) 顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出する。
- (5) 校長は上記(4)の活動方針及び年間活動計画を学校のホームページへの掲載等により公表する。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のために

- (1) 校長、部顧問及び指導者は「運動・文化部活動における総合的なガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
 - 練習及び練習試合の実施については、生徒の安全確保を最優先する。
 - 生徒の安全を確保できない場合、活動の中止や計画の見直し等、適切に対応する。
 - 夏季の活動では、熱中症等に注意し、注意報等が発せられた当該地域・時間帯における活動は原則行わない。
 - 指導者は、生徒との信頼関係を前提とした指導を行う。

- 部活動では、肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と、体罰等の許されない指導とをしっかりと区別して行う。
- (2)運動部顧問は、トレーニング効果を得るため休養を適切にとることが必要であり、過度の練習はスポーツ障害・外傷のリスクを高める等を正しく理解する。
 - 生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図る。
 - 競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
 - 保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導する。
- (3)文化部顧問は、生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取る必要がある。
 - 過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解する。
 - 生徒の芸術文化と運動能力向上や、生涯を通じて芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図る。
 - 分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
 - 保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導する。

3 部活動の活動時間

- (1)平日 原則として午後7時半(完全下校午後8時)まで、長くても2時間程度とする。
- (2)土曜日・日曜日・休日 原則として午後7時まで、長くても3時間程度とする。
- (3)学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加や施設使用割振り等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- (4)長期休業期間中は、(1)(2)に準ずる。
- (5)早朝における部活動については、顧問教諭を通して生徒支援部活動係に届け出るものとする。その場合の活動時間は午前8時までとする。(8時10分までに片付け終了)
- (6)定期考査前の7日間及び考査期間中の部活動は、原則として認めない。但し、試合及び発表会などが、考査期間中または考査前1週間以内または考査終了後2週間以内にある場合は、活動継続願いを生徒支援部活動係に提出し学校長の許可を得て行う事ができる。その際の活動は2時間以内とする。

4 設定されている部活動・同好会

- ①硬式野球 ②男子ソフトボール部 ③男子バスケット ④女子バスケット ⑤女子バレー ⑥空手道
- ⑦男子バドミントン ⑧女子バドミントン ⑨男子サッカー ⑩女子硬式テニス ⑪男子ハンドボール
- ⑫女子ハンドボール ⑬陸上競技 ⑭男子硬式テニス同好会 ⑮柔道同好会 ⑯放送 ⑰調理
- ⑱書道 ⑲軽音楽 ⑳中高音楽部 ㉑美術 ㉒英会話同好会 ㉓ボランティア国際理解同好会
- ㉔表現同好会 ㉕演劇同好会 ㉖文芸創作同好会 ㉗女子ソフトボール同好会